

# さいたま市地域包括支援センター設置運營業務（桜区北部圏域）

## 要求水準書

### 1 業務名

さいたま市地域包括支援センター設置運營業務（桜区北部圏域）

### 2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3 履行場所

さいたま市桜区北部圏域 外

### 4 予算の上限額

35,077,333円

（本業務は、消費税及び地方消費税額「消費税施行令第十四条の三第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等」（平成18年厚生労働省告示第311号）及び消費税法基本通達6-7-10により非課税）

### 5 業務概要

さいたま市の以下の日常生活圏域（以下、「圏域」という。）において、介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）第115条の46に規定される地域包括支援センター（以下、「センター」という。）を設置運営することにより、地域における高齢者の総合相談と包括的支援体制を確立し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のため、包括的支援事業等を行う。

また、高齢者等の自立の支援や要介護状態になることの予防を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）を行う。

なお、公募の対象圏域の担当地域及び契約等の基準となる担当区域の第1号被保険者数（65歳以上の人口）は、以下のとおり。

圏域名：さいたま市桜区北部圏域

※令和6年10月1日現在

担当地域	大字大久保領家、大字上大久保、大字五関、大字在家、栄和2～5丁目、大字下大久保、大字宿、（桜区）大字昭和、大字白鍬、大字神田、（桜区）大字塚本、中島4丁目5番～最終番地
第1号被保険者数 （高齢者人口）	10,783人
総人口	39,512人

## 6 業務内容

センターの設置運営並びに介護保険法及び関連する政省令等（以下、「介護保険法等」という。）に基づく以下の業務等を実施すること。

ただし、介護保険法等の改正により、業務内容が変更となる場合がある。

### (1) 包括的支援事業等

- ア 総合相談支援事業業務（法第115条の45第2項第1号）
  - イ 権利擁護事業業務（法第115条の45第2項第2号）
  - ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業業務（法第115条の45第2項第3号）
  - エ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）（法第115条の45第1項第1号ニ）
    - ・「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に準じて実施するものとする。
    - ・また、当該業務の一部を市が定める一定の要件を満たした指定居宅介護支援事業所に委託できるものとする。
    - ・ただし、主たる業務となる利用者へのアセスメント（利用者基本情報の作成に限る）及び介護予防ケアマネジメントに係る給付管理票の作成については、指定居宅介護支援事業所に委託できない。
  - オ 地域ケア会議の実施（法第115条の48）
    - a 地域支援個別会議の実施
    - b 地域支援会議の実施
  - カ 生活支援体制整備事業の支援業務
    - a 地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）の活動の支援
    - b 高齢者生活支援推進会議の運営の支援
  - キ 認知症高齢者等総合支援事業に資する業務
    - a 認知症初期集中支援チームへの参画
    - b 認知症サポーター養成講座の開催
    - c その他認知症の人とその家族を支える地域づくり
  - ク 介護予防に資する業務
    - a 介護予防の取り組みの普及啓発
    - b 介護予防教室等の周知及び自主化への働きかけ
    - c 総合相談支援業務等から閉じこもり等の何らかの支援を要する者の把握
    - d リハビリテーション専門職等の参加促進等
  - ケ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）第17条第1項及び第27条第1項に規定する業務
  - コ 介護者支援に資する業務
    - a 介護者サロンの開催
    - b 認知症カフェの開催
- (2) 事業計画の作成・業務評価の実施等、センターの適正な運営に係る必要な業務
- (3) センター開設に係る準備及び引継業務
- (4) その他、センターの運営及びセンター職員の資質向上等に係る必要な対応

業務を行うにあたっては、介護保険法及び関係法令等を遵守すること。

なお、以下の関係法令及び関係通知等を確認してすること。

- ・介護保険法（平成9年法第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省老健局：令和6年8月5日一部改正）
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- ・地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）
- ・地域包括支援センター運営マニュアル（一般財団法人長寿社会開発センター）
- ・地域ケア会議運営マニュアル（一般財団法人長寿社会開発センター）
- ・地域支援事業実施要綱（厚生労働省老健局長通知）
- ・さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例
- ・さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例
- ・さいたま市介護保険条例施行規則
- ・さいたま市地域包括支援センター運営要綱
- ・さいたま市地域包括支援センター運営方針
- ・さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・さいたま市ケアマネジメントマニュアル
- ・さいたま市地域ケア会議の運営方針
- ・さいたま市地域支援個別会議開催の手引き

## 7 配置職員数

### (1) センター職員の配置

「さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例」に基づき、圏域内の高齢者人口に応じ、以下を原則として、必要な職員数を確保し適切に配置すること。

①配置職員数 6人以上

- ②内訳 ア 保健師その他これに準じる者 1人
- イ 社会福祉士その他これに準じる者 1人
- ウ 主任介護支援専門員その他これに準じる者 1人
- エ 上記ア～ウのいずれかに該当する者 3人

### (2) センター長の配置

原則として、指定介護予防支援事業所の管理者をセンター長として選任するものとする。

ただし、センターに配置する①の内訳ア～ウの職員またはセンターに併設する同一法人が運営する他の施設の職員をセンター長に選任することも差し支えないものとする。

## 8 センターの窓口開設日及び開設時間

### (1) 窓口開設日

土、日、「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含め、毎日開設すること(令和7年12月29日から令和8年1月3日までを除く)。

### (2) 窓口開設時間

午前9時から午後5時までを含む8時間以上

※窓口開設時間の開始時間及び終了時間は受託者で設定して差し支えないものとする。

### (3) 窓口開設時間外の緊急対応

窓口開設日及び窓口開設時間に関わらず、緊急時には必ず連絡が取れる体制を構築すること。

なお、緊急時の連絡体制については、センターに併設等する同一法人が運営する施設等との連携による対応としても差し支えないものとする。

## 9 センターの設置場所

(1) センターの所在地は、5 業務概要 に記載の圏域内とすること。

(2) 地域の中心地やバスの停留所等の近隣に設置するなど、地域住民の利便性に配慮した場所となるよう留意すること。

## 10 センターの設備等

センターの設備等については、次のとおりとすること。

ア 高齢者が多く利用する施設ということを前提とし、手すりやスロープ等を有し、2階以上に設置する場合はエレベーターやエスカレーターを有する建物とするなど、バリアフリーに十分配慮した設備機能を有すること。

イ 利用者や地域住民等がセンターと認識できる看板を設置すること(名称や仕様はさいたま市の確認を受けること)。

ウ 他の事業所と複合する建物に設置する場合は、建物内にもわかりやすい案内表示を行うこと。

エ センターには、事務室及び運営に必要な相談室及び会議室を有していること。相談室及び会議室はパーティションにより設置することも可能とするが、相談者に配慮した形態とすること。なお、同一の建物内に居宅介護支援事業所等がある場合は、独立した専用の事務室とすること。

オ 受付カウンターを設置することが望ましい。

カ 机、椅子、施錠できる書類保管庫のほか、専用のインターネット回線、パソコン、固定電話・FAXを配備すること。

キ セキュリティ対策が十分なされていること。

ク センターの設置運営に要する費用とは別に、市が市内のセンターに設置している地域包括支援システム機器等をセンター開設までの間に移設する際に係る費用は市が負担する。

## 11 業務の再委託の禁止

原則として、6 業務内容 (1) 包括的支援事業等 において委託可能との旨を記載している業務を除き、本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

## 12 センターの設置予定日

- (1) センター設置予定日は、令和7年6月1日（日）とする。
- (2) 契約締結日から令和7年5月31日までは、業務研修・地域のネットワーク及び介護予防ケアプラン作成等、センター運営に係る必要な業務システムについて、既存のセンターからの引継ぎ及び関係機関との会議等の準備期間とし、設置予定日を原則として、市から指定された日にセンターを開設するものとする。

## 13 業務委託料等

### (1) 包括的支援事業

本業務の仕様書及び契約書に基づき、4 予算の上限額 の範囲内で支払うものとする。

<主な内訳>

人件費（基本配置及び人口連動配置職員、任意配置、地域ケア加算）、家賃加算、介護者サロン加算、その他運営に必要な事務費等。

### (2) 介護予防支援事業

所定の手続きを行った上で、介護予防ケアマネジメント業務の実績に基づき、国民健康保険団体連合会から給付を受ける。

### (3) 指定介護予防支援業務

所定の手続きを行った上で、指定介護予防支援業務の実績に基づき、国民健康保険団体連合会から給付を受ける。

## 14 その他

### (1) 高齢者生活支援体制整備事業に係る人員の配置

本業務を受託した法人は、介護保険法第115条の45第2項第5号の規定に基づき、センターへのさいたま市地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）の配置及びさいたま市地域支え合い連絡会（協議体）の設置運営等を行うことにより、圏域における多様な主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援することを目的として、別途、桜区役所高齢介護課と圏域内における高齢者生活支援体制整備事業業務にかかる業務委託契約を締結するため、見積り合わせ等の所要の手続きに対応すること。

- (2) 本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。

なお、「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し、委託者へ提出した事業計画書等を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。

<事務局（書類提出及び問合せ先）>

さいたま市 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課

担 当：小池、大西、土屋

住 所：さいたま市浦和区常盤6-4-4（市役所本庁舎2階）

電 話：048-829-1257

FAX：048-829-1981

E-mail：[ikiiki-choju-suishin@city.saitama.lg.jp](mailto:ikiiki-choju-suishin@city.saitama.lg.jp)